

新たに公衆浴場を開業される方へ

1 営業を始めるには

- 公衆浴場を開業されるには、営業する場所を管轄する保健所に、検査手数料（愛知県収入証紙）を添えて「営業許可申請書」と添付書類を提出されることから始まります。

<添付書類>

① 公衆浴場を中心とする半径220m以内の地域の見取図（公衆浴場の位置を朱書したもの）
② 公衆浴場の平面図（建物配置図を含む。）（出入口、番台又はフロント、ロビー、便所、給排水管等の位置等を明示したもの）
③ 公衆浴場の正面図、側面図及び背面図
④ 法人にあっては、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
⑤ 水道水以外の水を飲用に使用する場合は、水質検査成績書の写し（水質基準に関する省令に定められている全項目）
⑥ その他保健所長が必要と認める書類：循環ろ過系統図

- 「営業許可申請書」を提出されますと次の経過を経て営業を始めることができます。
 - ① 施設が完成すると、保健所の環境衛生監視員が施設の検査を行います。
（「営業許可申請書」に開設予定年月日を記入していただき、検査日を打ち合わせます。）
 - ② 検査の結果、「営業施設の基準」に適合していることが確認されますと、数日後に「許可書」が交付され、営業を開始することができます。
- しかし、「営業施設の基準」に適合していないと改善しなければならないので、事前に施設の図面等を持参され、保健所の指導を受けておくことが必要です。
- なお、「営業施設の基準」のほか、建築基準法等の規制を受けることから、これらの法令に規定する基準にも適合していないと公衆浴場の営業許可を差し控えることとなります。そのため、これらの法令に基づく許認可を受けていない方は、関係機関に対して手続きを行ってください。

<参考（関係法令の一部）>

規制区分	関係法令	関係機関・窓口
1 建築物の建築の場合（建築確認）	建築基準法	建築指導課、県建設事務所
2 自然公園内の場合	自然公園法、県立自然公園	自然環境課、県事務所
3 保安林の場合	条例	森林保全課、県事務所
4 農地の場合	森林法	農業振興課、県事務所
5 風致地区の場合	農地法	市町村都市計画担当
6 海岸保全区域の場合	都市計画法 海岸法	河川課、港湾課、農地計画課、県建設事務所、港務所、県農林水産事務所
7 都市公園内の場合	都市公園法、都市公園条例	公園緑地課、県建設事務所
8 河川区域、河川保全区域の場合	河川法	河川課、県建設事務所
9 港湾・漁港区域、臨港地区の場合	港湾法	港湾課、県建設事務所、港務所
10 砂防指定地の場合	砂防法	砂防課、県建設事務所
11 地すべり防止区域内の場合	地すべり等防止法	森林保全課、県事務所
12 急傾斜地崩壊危険区域の場合	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	砂防課、県建設事務所
13 市街化区域、市街化調整区域の場合	都市計画法	建築指導課、県建設事務所

14都市計画事業地内、都市計画施設区域内の場合	都市計画法	都市計画課、県建設事務所
15宅地造成工事規制区域の場合	宅地造成規制法	建築指導課、県建設事務所
16風俗関連営業について	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	警察署
17消防設備について	消防法	消防署
18用途地域内の建築物の制限について	建築基準法	市町村建築担当
19高齢者、障害者等が円滑に利用できる施設について	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法） 人にやさしい街づくりの推進に関する条例	住宅計画課、県建設事務所

2 営業施設の基準について

- 公衆浴場は、県条例により「普通公衆浴場」と「その他の公衆浴場」に分けられ、営業施設の基準は県条例に定められており、この基準に適合するものでなければ許可を受けることができません。 ※公衆浴場法第2条・第3条、県条例第4条・第5条
- 「普通公衆浴場」においては、既設の普通公衆浴場との距離が220m以上保たれていることが必要です。 ※公衆浴場法第2条、県条例第3条

3 営業を始めた時

- 公衆浴場に管理者を置き、営業中は、法令に基づき「衛生的に営業施設を管理する」ことを常に心掛けてください。 ※公衆浴場法第3条、県条例第4条・第5条
- 伝染性の疾病にかかっている者に対しては、許可を得た場合を除き、その入浴を拒まなければなりません。
また、公衆浴場において浴槽内を著しく不潔にし、その他公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をする者に対しては、その行為を制止しなければなりません。
※公衆浴場法第4条・第5条

4 変更があったとき、又は営業をやめたとき

営業許可申請書等の記載事項（営業者の住所・氏名、構造設備など）に変更が生じたときは「記載事項変更届」を、営業を停止したときは「営業停止届」を、営業をやめたときは「営業廃止届」を、事由が生じた日から10日以内に保健所に提出しなければなりません。なお、施設の構造を変更する時は、事前に保健所に相談してください。
※公衆浴場法施行規則第4条

5 営業を承継したとき

譲渡、相続、合併又は分割により営業の地位を承継したときは、遅滞なく「営業承継届」を保健所に提出しなければなりません。 ※公衆浴場法第2条の2